東京消防庁 Tokyo Fire Department



平成27年1月22日

平成26年中の救急出場件数が過去最多を更新 ~救急車の適正利用にご協力を!~

昨年中の東京消防庁救急隊の出場件数は757,609件(速報値)で、これまでの最多である平成25年の出場件数749,032件を8,577件(1.1%)上回り、救急業務を開始した昭和11年以来、過去最高を記録しました。

東京消防庁では、増大する救急需要に適切に対応していくため、救急車の適 正な利用、救急相談センターや救急受診ガイドの活用を呼びかける等、都民の 安心・安全のための施策に取り組んでまいります。

1 出場件数が過去最多を更新(資料1)

平成26年中における東京消防庁救急隊の出場件数は757,609件で、 平成25年を8,577件上回り、5年連続で過去最多を更新しました。

搬送された方を年代別で比較すると、高齢者層で増加が顕著となっており、特に75歳以上の搬送人員は228,097人で、全搬送人員である664,249人の約3分の1(34.3%)を占め、今後も高齢化の進展に伴い救急要請の増加が見込まれます。

2 現場到着時間について(資料1)

救急需要の増大に伴い、救急隊が救急現場に到着する時間が延伸傾向にあり、昨年は一昨年と同じ7分54秒でしたが、依然改善が必要な状況であることから、今後も増大する救急需要に対する取り組み<u>(別添え参照)</u>に努めてまいります。

3 初診時軽症割合について(資料2)

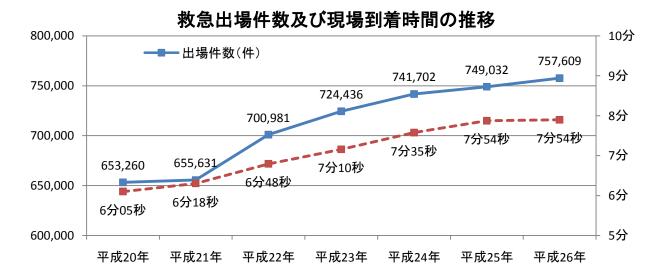
救急搬送された方が初診医師により軽症と判断された割合は、平成18年の60.3%をピークに若年層を中心として減少してきており、昨年は一昨年より若干増えたものの51.9%となりました。依然として救急搬送される半数以上の方が入院を要さない状況であり、今後も平成19年6月から導入した東京消防庁救急相談センター及び平成24年4月から提供を開始した東京版救急受診ガイドの利用促進を図ってまいります。

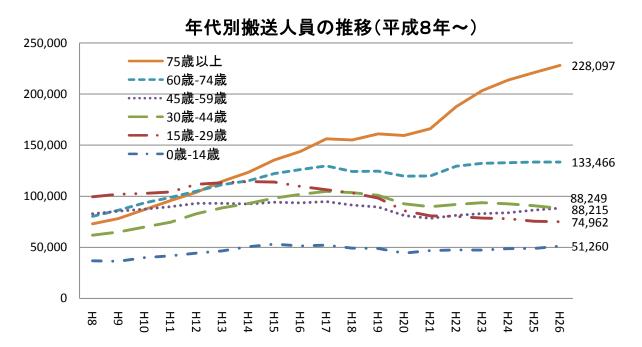
※ 「軽症」とは初診医師により入院を要しないと判断されたものをいう。

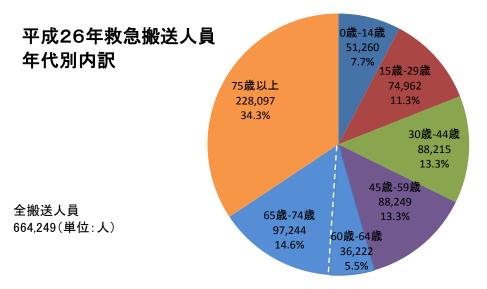
問合せ先

東京消防庁 代 電話 3212—2111 救急管理課救急情報係 内線 4465 広報課報道係 内線 2345

資料 1

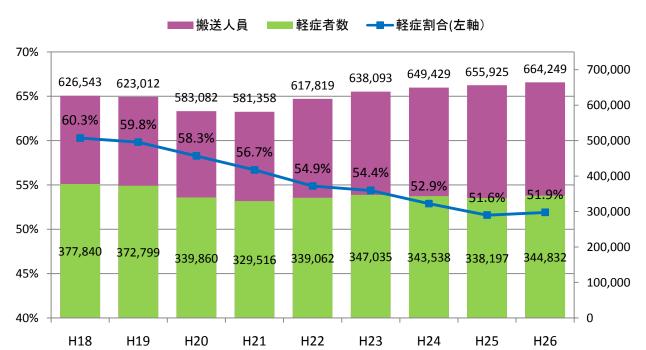




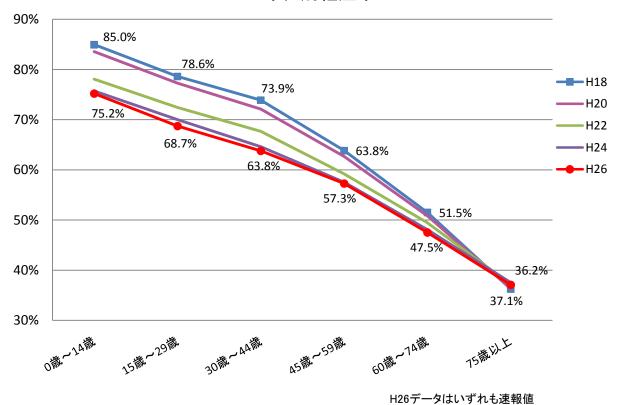


H26データはいずれも速報値

搬送人員・軽症者数・軽症割合の推移



年代別軽症率



※「軽症」とは初診医師により入院を要しないと判断されたものをいう。

増大する救急需要に対する取り組み

1 救急車の適正利用に関する広報活動の推進

東京消防庁では現在238台の救急車を運用しております。

限りある社会資源である救急車を真に必要としている方に利用していただくため、新聞広告やトレインチャンネル等の広報媒体、各種イベント等のあらゆる機会をとらえて現場到着時間の延伸や軽症割合の実態を公表し、救急車の適正利用に関する広報活動を行っていきます。



新聞1面広告



電車中吊り広告

2 救急相談センター及び東京版救急受診ガイドの周知・利用促進

平成19年6月に運用開始した東京消防庁救急相談センターの相談件数は 年々増加しており、昨年は103,688件(速報値)となりました。

さらに、救急相談センターで培った緊急性や受診の必要性を判定するためのノウハウを活かし、都民自らが緊急性を判断できる「東京版救急受診ガイド」を平成24年4月からウェブや冊子で提供し都民の方々に利用していただいております。

救急搬送された方が初診医師により軽症と診断された割合は、平成18年の60.3%をピークに年々減少してきており、昨年は前年に比べ若干増加したものの51.9%であったことから、救急相談センターが救急車の適正利用に対し一定の役割を果たしたことが推察されます。しかし依然として救急搬送された半数以上が入院を要さない状況であることから、今後も救急相談センター及び東京版救急受診ガイドのさらなる周知および利用促進を図っていきます。

3 救命講習受講者数の拡大

救急車の現場到着時間が延伸していることから、バイスタンダー(その場に居合わせた人)による応急手当の必要性が一層高まっています。東京消防庁では、応急手当実施のすそ野を広げるために、短時間(90分制)で受講ができる「救命入門コース」を平成24年から導入するなどの対策を実施しています。

4 救急搬送トリアージの推進

救急隊員により救急現場で緊急性が低いと判断された方に対し、自力通院 を促す「救急搬送トリアージ」を平成21年4月から本格的に実施していま す。昨年は、830名(速報値)の方に対し救急搬送トリアージを実施しま した。

5 都民生活事故防止対策の推進

年間約7万人が救急搬送されている高齢者及び乳幼児の日常生活事故を中心に、報道発表、ホームページ等、各種広報媒体を活用し、事故防止対策を広く都民に周知していくことで、搬送人員の抑制を図っていきます。

6 救急隊の増強

平成26年度中に救急隊を新たに1隊増強配置しました。今後も救急隊数を増やしていく方針です。

東京消防庁救急相談センター

東京消防庁では、増大する救急需要に対し、救急車を真に必要とする傷病者に適切に対応するため、「東京消防庁救急相談センター」を開設しています。

救急相談センターでは、急な病気やケガなどで「救急車を呼んだ方がいいのかな?」「今すぐ病院に行った方がいいのかな?」など迷った場合に、救急車の利用や自己受診に関するアドバイス、診療可能な病院案内を行っています。医師、看護師、救急隊経験者などの職員が24時間、年中無休で対応しています。

東京消防庁救急相談センター 受付電話番号 #7119 (携帯電話・PHS・プッシュ回線)

その他の電話からは 03-3212-2323 (23区) 042-521-2323 (多摩地区)



